

久留米市次期総合計画策定に係る市民意見聴取支援業務委託仕様書

1 業務名称

久留米市次期総合計画策定に係る市民意見聴取支援業務

2 委託契約期間

契約締結日から令和6年11月11日（月）まで

3 業務目的

久留米市では令和8年度を始期とする次期総合計画の策定に向けて検討を進めている。本計画策定にあたり、今後のまちづくりについて、市民の意見を反映することを目的とし、多様な市民参画の機会を設け、効果的な市民ワークショップ及びアンケート調査の企画・運営支援を行うとともに、より多くの市民の目に留まる広報ツールデザインの制作などを行う。

4 業務内容

(1) 市民アンケートの企画・運営

市民の市政参画の第一歩となるよう、関心を引くことができる負担感の少ない設問とし、アンケートフォーム作成、郵送・回収、集約、報告書作成を行う。

また、アンケートは久留米市の置かれる現状・課題について、市が提供するデータを用いながら、市民にとって分かりやすい資料を作成するとともに、それを踏まえた上で久留米市の「目指す方向性」や「そのために必要なこと」など、次期総合計画のうち、特に「基本構想」に係る意見が収集できるようなものとする。

更に、アンケートは50%以上の回収率を目標とし、回収率を上げるための具体的な方策を検討・実施する。

【市民アンケートの概要】

- 媒体：電子及び紙媒体
- 実施時期：令和6年8月～令和6年10月中旬（2ヶ月間）
※詳細は受託事業者と協議して決定する
- 対象者：市民3000人を無作為抽出
※抽出作業は市において実施する
- 設問：5問以内を想定
※設問内容は受託事業者と協議して決定する
- その他：
 - ・本対象者には(2)市民ワークショップの参加意向確認を行うこと
 - ・回答は、紙媒体によるものも含め電子データに集約すること

(2) 市民ワークショップの企画・運営

久留米市の置かれる現状・課題を共有し、それを踏まえた「将来のまちづくりの方向性」や「必要な取組」「そのためにそれぞれができること」等、次期総合計画のうち、特に「基本計画」に係る意見を収集するとともに、今後のまちづくりへの参画につながるような議論の場となるよう、多世代の市民の関心を惹き、参加を促進するようなユニークなワークショップの手法やテーマを設定し、実施する。

また、ワークショップに必要な資料を準備するとともに、当日の進行やファシリテーション、報告書（概要、議事録、意見やグループの発表物、頻出意見等の分析等）作成を行う。

【ワークショップの概要（詳細は受託事業者と協議して決定する）】

○開催時期：9月～10月中旬

○回数：土日祝で3回程度実施を想定

○時間：1回につき3時間程度を想定

○参加者：各回20～30名程度を想定

※（1）の参加希望確認後、市と協議し決定する

※応募者多数の場合は、市で抽選し決定する

○会場：選定及び予約は市において行う

○準備事項：会場使用料の支払は市が行うが、当日の参加者受付も含め物品（付箋、説明用電子機器など）は受託事業者が準備、設営する

(3) 広報・広告ツールデザイン（印刷無し）

(1) で実施する市民アンケート及び(2) 市民ワークショップの周知に効果的な広報ツールのデザインをそれぞれ各1種作成する。なお、下記広報ツールに加え、別のツールを提案することは妨げない。

- ・市公式HP内スライダーのデザイン
- ・SNS広告用バナー（LINE用）

5 納入物及び納入期限

(1) 業務の実施・検討においては本市と十分に連携し、定期的に報告及び調整を行うこと。

(2) 業務全体についての報告書は簡潔にまとめ、契約期間終了日までに電子データで提出すること。各業務における納品物及び納入期限は以下の通りとする。

業務番号	納品物	納入期限
4 (2)	ワークショップの様子の写真データ	各会終了後1週間以内を予定
4 (2)	ワークショップの議事要旨 (電子データ)	各会終了後1週間以内を予定
4 (1) (2)	市民意見聴取の総括報告書 (電子データ)	令和6年11月頃を予定
4 (3)	広報・広告ツールデザイン (電子データ)	令和6年7月中下旬頃を予定

6 留意事項

(1) 法令の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

(2) 再委託

本業務の受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。なお、業務の一部を委託する場合は、あらかじめ久留米市の同意を得るものとし、再委託を行った作業の成果については、受託者が全責任を負うこと。

(3) 著作権

ア 本業務の成果品の所有権、著作権及びその他一切の権利は、久留米市に帰属するものとする。但し、成果品に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

イ 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権が含まれる場合には、権利は受託者に留保されるが、久留米市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲内において、これを無償で利用できるものとする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏洩、資料およびデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務のデータ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、久留米市の指示に従わなければならない。

(6) 損害賠償

本業務の遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により、久留米市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(7) 疑義に関する協議

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度久留米市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。また久留米市は、業務の期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。